



Promoting Sustainable Forest Management

PEFC Asia Promotions

20 Sankyo Bldg. 3-11-5 Iidabashi,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0072 JAPAN
Tel 81-3-3556-5081 Fax 81-3-3556-5082
Email : info@pefcasia.org
URL :www.pefcasia.org

PEFC ガイド
PEFC 手順文書

PEFC GD 1005:2010

第一版

発行日：2010年2月4日

PEFC 評議会による PEFC ロゴライセンスの発行

PEFC 評議会

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport
CH-1215, Geneve. Switzerland

電話：41-22-799-4540

ファックス：41-22-799-4550

W-mail: info@pefc.org

Web: www.pefc.org

(本文書は PEFC アジアプロモーションズによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、PEFC アジアプロモーションズの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

著作権に関する注意書

©PEFC 評議会 2010

この PEFC 評議会文書は PEFC 評議会の著作権保護の対象であり、PEFC 評議会のウェブサイトから、また、請求により無料で入手可能である。

この文書の著作権が及ぶ範囲のいかなる部分であっても、形や方法に関わりなく、これを PEFC 評議会の許可なく変更または修正、再作成、転写することは許可されない。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体によって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

文書の表題：PEFC 評議会による PEFC ロゴライセンス発行

文書名：PEFC GD 1005:2010、 第一版

承認：PEFC 評議会理事会 2010 年 2 月 4 日

発行日：2010 年 2 月 4 日

発効日：2010 年 2 月 4 日

目次

1	適用範囲	5
2	基準的参考文書	5
3	定義と用語	5
4	ライセンス発行の条件	
	4. 1 一般的条件	6
	4. 2 特別条件	6
5	ライセンス発行の手順	7
6	ロゴ使用料金	8
7	ライセンスの有効期間	8
8	一度切りの PEFC ロゴ使用	8

付属書：

付属書 1：PEFC ロゴ使用契約書－見本

付属書 2：PEFC ロゴ使用許可申請書

付属書 3：一度切りの PEFC ロゴ使用許可申請書

付属書 4：PEFC ロゴ料金表

前置き

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) は、森林認証および林産品のラベルシステムを通じて持続可能な森林管理を普及する国際組織である。PEFC の認証主張やラベルが貼付された商品は、原材料が持続可能に管理された森林を出处とすることに関する信頼性を提供する。

PEFC 評議会は、PEFC 要求事項への適合とその定期的な再評価を要求される各国の森林認証制度に対し承認を与える。

この文書は、ガイドライン文書 GL1/2006 「PEFC 評議会による PEFC ロゴライセンスの発行」を無効とし、これに代替する。

序文

PEFC のロゴやラベルは、持続可能に管理された森林、リサイクル材、または出处に問題のないその他の原材料からのものであるなど林産品の由来に関する情報を提供する。林産品の購入者や潜在的な購入者が環境やその他の事項を考慮した購入をする際に利用することが出来る。

PEFC のロゴは、PEFC 評議会または PEFC 認可団体による PEFC ロゴライセンスに基づいてのみ発行される。

1. 適用範囲

この文書は、PEFC ロゴ使用規則—要求事項（PEFC ST 2001:2008）とその実施に関する合法的なロゴ使用を確実にすることを目的に、PEFC 評議会による PEFC ロゴ使用ライセンス（以後ライセンスと呼ぶ）の発行に関する諸規則を解説する。

この文書は、PEFC ST 2001:2008 および PEFC GD 1004:2009 を根拠とする。

PEFC 認可団体が存在しない国の場合、関係する PEFC 認可団体がライセンスを発行できない事情を有する場合、または PEFC 評議会が受け入れる他の理由がある場合に限って、PEFC 評議会がライセンスを発行する。

その他の組織がライセンスを得るためには、すべて関連 PEFC 認可団体に対して申請をしなければならない。

2. 基準的参考文書

PEFC ST 2001:1009、PEFC ロゴ使用規則—要求事項
PEFC GD 1004:2009、PEFC 認証制度の管理運営

3. 用語と定義

3.1 認定認証書

認定機関が、関連する認定の範囲内で発行した認証書で、認定機関のシンボルが表示されたもの

3.2 PEFC が承認する認証書

下記の条件を満たすもの

- a) PEFC による承認を受けた認証制度や規格に照らして、PEFC 公示を受けた認証機関が発行する森林管理認証書で有効期間内のもの
- b) PEFC 公示を受けた認証機関が国際 CoC 規格に照らして発行する CoC 認定認証書で有効期限内のもの
- c) PEFC 公示を受けた認証機関が、PEFC 評議会が承認した認証制度独自の CoC 規格に照らして発行する CoC 認定認証書で有効期限内のもの

注意書：PEFC の承認を受けた森林認証制度および CoC 規格の一覧表は PEFC 評議会のウェブサイト入手可能。www.pefc.org

4. ライセンス発行の条件

4.1. 一般的条件

ライセンスを申請する組織は下記でなければならない。

- a) 法人であること
- b) 申請者の身元やその他 PEFC 評議会が特定する情報に関し、PEFC 評議会がこれを収集し、公開することに同意すること

4.2 特別条件

使用者グループA：PEFC 各国認証管理団体であり、下記を満たすもの

- a) PEFC 評議会の会員であること
- b) PEFC 評議会と PEFC ロゴ使用契約を締結していること（付属書1）

使用者グループB：森林所有者・管理者で下記を満たすもの

- a) PEFC が承認する有効期限内の森林管理認証書を有すること
- b) PEFC 評議会と PEFC ロゴ使用契約を締結していること（付属書1）

使用者グループC：林産品関係産業者で下記を満たすもの

- a) PEFC が承認する有効期限内の CoC 認証書を有すること
- b) PEFC 評議会と PEFC ロゴ使用契約を締結していること（付属書1）

PEFC 認可団体が存在しない国に本部を置くマルチ CoC を有する組織が下記を満たす場合は、マルチサイト認証書の対象範囲の全体または一部を対象とするマルチライセンスを申請することができる。

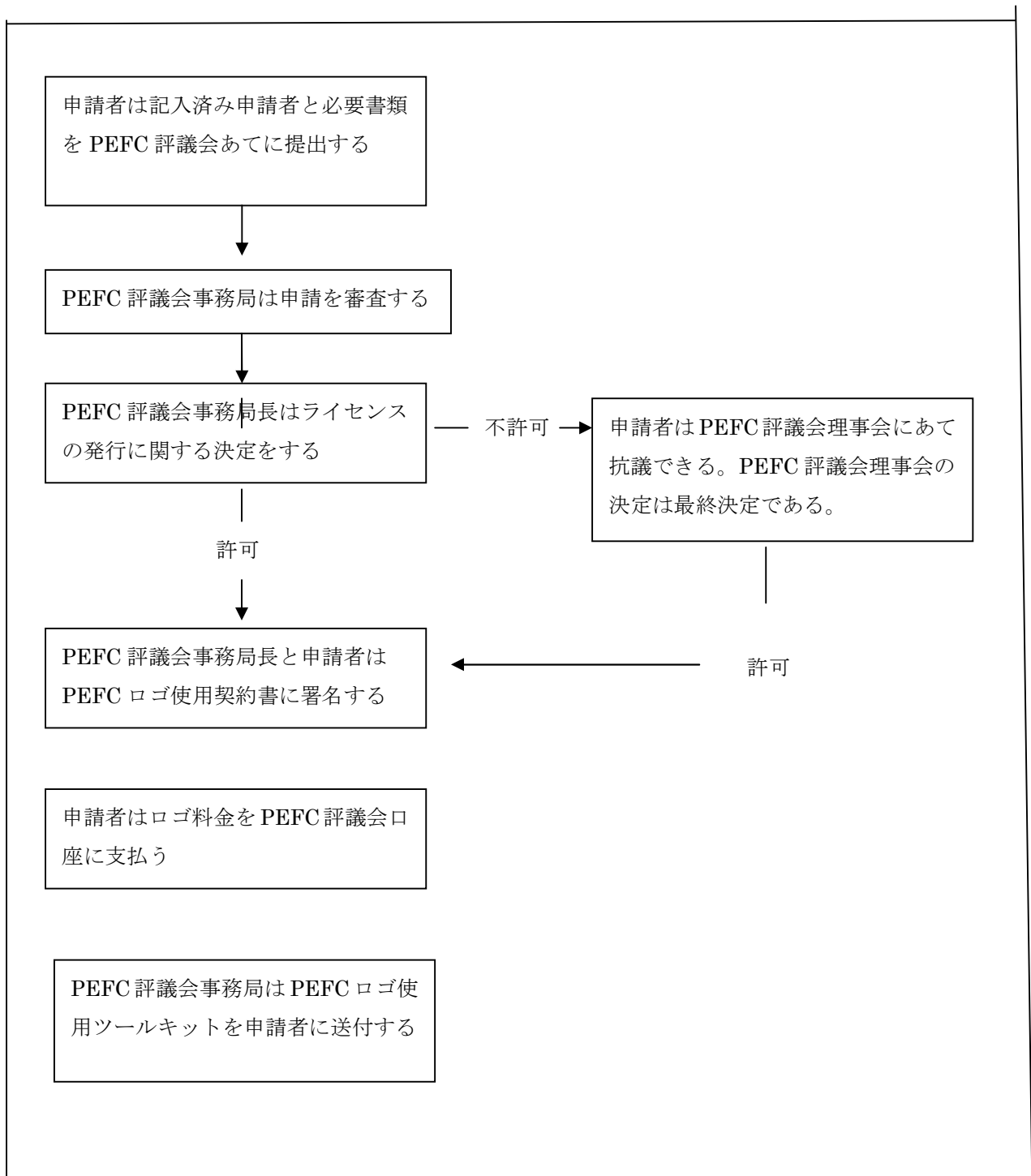
- a) 本部とサイトが単一の法人の一部であること
- b) 本部とサイトがそれぞれ個別の経営層と組織構造を有する単一の法人の一部であること

使用者グループD：下記を満たすその他の組織・団体

- a) ロゴ使用目的が PEFC 評議会の目的と名声に抵触しないことが確認できること
- b) PEFC 評議会と PEFC ロゴ使用契約を締結していること（付属書1）

5 ライセンス発行の手順

図1：ライセンス発行のプロセス



6 ロゴ使用料金

下記の料金がこれに当てはまる。

a) 発行料金

発行料金は、ロゴ申請の管理や PEFC ロゴ使用ツールキットの再生、配送などに関わる費用を賄うものである。

b) 期間料金

期間料金は PEFC ロゴライセンスの所有者が年次に支払う料金である。ライセンスが終了した場合は返金されない。

料金はこの文書の付属書 4 にて表示され、理事会による変更が可能である。

7 ライセンスの有効期間

ライセンスは使用者グループ毎に下記の間有効である。

- a) 使用者グループ A : 契約書の有効期間
- b) 使用者グループ B : PEFC 森林管理認証書の有効期間
- c) 使用者グループ C : PEFC-CoC 認証書の有効期間
- d) 使用者グループ D : 契約書の有効期間

8 一度切のロゴ使用

製品外使用の目的に限り、PEFC 評議会は個別のロゴ使用ライセンスがなくても、下記の条件を満たす場合は、一度切りの PEFC のロゴ使用を許可することが出来る。

- a) そのロゴ使用が PEFC 評議会の目的や名声に抵触しないこと。
- b) ロゴ使用番号は、PEFC 評議会の番号を使用しなければならないこと。(PEFC/01-00-01)
- c) 「このロゴは PEFC 評議会の許可を得て使用しています」の文言が表示されること。

一度切のロゴ使用の申請については付属書 3 において解説される。

付属書 1

ロゴ使用契約書

(1) PEFC 森林認証プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes、登録所在地：World Trade Centre 1, 10 Route de l'Aéroport, CH- 1215, Geneva, Switzerland) , 「以下 PEFC 評議会」と呼ぶ) と、

(2) ロゴ使用者の名称並びに住所 _____、(以下「ロゴ使用者」と呼ぶ) は、下記の条件において、以下の条項について合意した。

記

- ロゴ使用者 (下記のサイトを含む) は、PEFC ロゴ使用規則が定めるロゴ使用者グループ X のロゴ使用者である。
- PEFC 評議会は登録商標である PEFC ロゴの所有者であり、その著作権を有する。
- ロゴ使用者は、登録番号 PEFC / _____ にて PEFC ロゴの使用許可を受け、PEFC ロゴ使用規則に従って PEFC のロゴを使用することを許可される。

条項

第一条 定義

1. PEFC ロゴ使用規則

これは PEFC 評議会テクニカル文書 PEFC ST 2001:2008 により定められる一連の要求事項であり、この契約書の一部を成すもので、この契約書に添付される。PEFC ST2001:2008 は現在規定されている内容において、および PEFC 評議会による今後の変更内容に基づいて有効である。

2. PEFC ロゴ料金表

これは PEFC GD1005:2010 「PEFC ロゴライセンスの発行」の付属書 4 であり、この契約書の一部を成すもので、この契約書に添付される。

第二条 PEFC ロゴの著作権

1. 疑念の発生を回避するため、PEFC ロゴは著作権の対象であり、PEFC 評議会が所有する登録商標となっている。「PEFC」の頭文字は著作権の範囲であり、登録されている。この著作権の対象物を許可なくして使用することは禁止されており、法的行為の誘因となり得る。PEFC ロゴの使用は PEFC 評議会が管理、統制する。

第三条 ロゴ使用者の責任

1. ロゴ使用者は、PEFC ロゴ使用規則に従い、該当するロゴ使用者の確実な身元確認を可能にするため PEFC 評議会が発行する登録番号と併用して PEFC ロゴをなければならない。
2. ロゴ使用者は、PEFC 評議会が発行する請求書に基づいて、PEFC ロゴ料金を支払う義務を負う。料率は PEFC ロゴ料金表によって定められ、契約の有効期間中に PEFC 評議会による変更が可能である。PEFC 評議会とロゴ使用者の間の契約によるその様な変更は、PEFC 評議会がロゴ使用者に対して文書による通知をした翌年から効力を持つ。
3. ロゴ使用者は、ロゴ使用者の身元情報に関するデータの変更、及び、グループ B, C の使用者の場合は、認証状態を、速やか且つ信頼できる形で PEFC 評議会に対して通知する義務を負う。

第四条 PEFC 評議会の責任

1. PEFC 評議会は、契約書への署名、及び、PEFC 評議会の銀行口座へのロゴ使用料の支払いを受領してから二週間以内に、ロゴ使用者に対して PEFC ロゴ使用ツールキットを納入する義務を負う。
2. PEFC 評議会は、ロゴ使用者に対して、本契約に影響する PEFC ロゴ使用に関わる PEFC 規則や文書の変更を通知する義務を負う。

第五条 罰則

1. PEFC 評議会は、使用者グループ B, C の場合、ロゴが未承認の状態で製品上又は製品外使用された場合、ロゴ使用者がその未承認使用が意図的でないことを証明しない限り、そのロゴ使用に関わる製品の市場価格の総額の五分の一に当たるスイスフラン相当額を契約違反として、課すことができる。その場合、罰金は 15,000 スイスフランを上限とする。
2. PEFC 評議会は、契約に違反するロゴ使用に対して要求する罰金額を変更する権利を有する。その変更は、PEFC 評議会が使用者に対してその変更について書面による通知をしてから 3 ヶ月と 5 日後に、PEFC 評議会とロゴ使用者との間の契約書に効力を発生する。

第六条 契約の終了

1. 両当事者は、書留郵便による 3 ヶ月前の通知によって本契約を終了することができる。
2. PEFC 評議会は、PEFC ロゴ使用規則への違反の容疑が調査された場合、その期間中は本契約書を一時的に、即刻取り消すことが出来る。そうした容疑がある場合、PEFC 評議会は、一時的解消に関わる審議結果を通知するためにロゴ使用者に対しその容疑に関する書面による説明を要請しなければならない。一時的解約は、ロゴの使用者が容疑の対象となった不正使用に関して PEFC 評議会に釈明をしてから、最長一ヶ月間有効でなければならない。この間、PEFC 評議会はその件について

調査する。PEFC 評議会は、ロゴの使用者が PEFC 評議会の承認する是正措置を実行し、その旨を PEFC 評議会宛に通達した場合は契約の一時的解消に関する決定を破棄することがある。

3. PEFC 評議会は、本契約書又は PEFC ロゴ使用規則の規定が遵守されなかったと判断する理由がある場合、直ちに本契約を終了することが出来る。
4. グループ B の場合は PEFC 評議会が承認する PEFC 森林管理認証書、グループ C の場合は PEFC が承認する CoC 認証書の有効性が取り下げ、中止、又は、終了された場合、その森林管理認証書または CoC 認証書の有効性の取り下げ、中止、又は終了時点でこの契約書も自動的に終了する。
5. 一時的解消の場合、又は、六条 2, 3, 4 項に従って契約が終了した場合、PEFC ロゴの使用料は返還されない。
6. PEFC 評議会は一時的解消や終了によってロゴ使用者が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。

第七条 報告及び呈示

1. PEFC 評議会は、認証の内容に関してロゴ使用者によって提供されたロゴ使用者の身元に関するデータや情報を公開することが許される。
2. グループ B および C の場合、ロゴ使用者は各認証審査の後直ちに PEFC ロゴの製品上使用に関する通知を、例えば、製品、製品のカテゴリー、生産単位又はそれらに類似する項目ごとに使用する CoC システムが許す限りの正確性を以って、認証機関の証明を受けた上で、PEFC 評議会に宛てて提出しなければならない。同様に、ロゴ使用者は製品外のロゴ使用についても PEFC 評議会にあてて自由書式にて詳細を報告しなければならない。
3. グループ D の場合、ロゴ使用者は、項目毎に自由書式にて PEFC ロゴの製品外使用の詳細を年次に PEFC 評議会あてに報告しなければならない。

第八条 契約の有効性

1. この契約書は、両当事者による署名がされ、PEFC 評議会の発行する請求書に基づいてロゴ使用者が PEFC ロゴ使用料金を支払った時から発効する。

第九条 その他の条件

1. PEFC 評議会は、第三者から苦情を受けた場合、又は、PEFC 評議会がこの契約の違反があったと信ずる理由を有する場合、ロゴ使用者の現場検査（PEFC 評議会自身か、その代理者による）を実行する権利を保有する。ロゴ使用者は上記の検査に関わる費用やその他の損失に対する責任を負う。

2. グループ B および C の場合、ロゴ使用者は、この契約書の締結以後の認証審査の際に、使用する PEFC ロゴ付き商品の生産量及びオンプロダクトのロゴ使用に関する記録システムを認証機関が検査する旨の合意を、この契約書の締結から 3 ヶ月以内に認証機関との間に結ばなければならない。
(PEFC 評議会あてに合意書の複写 1 部を送ること) 認証機関は、それらに関する変更についてロゴ使用者の合意なしに PEFC 評議会に対して通知する権利を有する。

第十条 裁定

1. この契約書はスイス国の法に従う。
2. この契約書の関わる紛争、訴訟は、最終的に且つ専らスイス国の連邦最高裁判所への上訴の権利を含むジュネーブ地方裁判所の法廷に提訴される。

二部署名

ジュネーブ

日付

日付

PEFC 評議会

事務局長

XXXXXX 会社

ロゴ使用代表者

付属書 2

PEFC ロゴ使用許可申請書

I. 申請者の身元に関するデータ

会社・組織名			
代表者名 又は 関連部署の管理者			
住所	〒		
担当者名			
電話		ファックス	
電子メール		URL	

複数のサイトを含むマルチライセンス申請の場合、申請者は該当するサイトと担当者の詳細を申請書に含めなければならない。

II. 申請者の属するロゴ使用者グループ

〈一つの申請につき一つのカテゴリーのみ選択〉

A: 各国認証管理団体	<input type="checkbox"/>
B: 森林所有者・管理者	<input type="checkbox"/>
C: 林業、木材関連産業、商社	<input type="checkbox"/> C-o-C 証書保有者 <input type="checkbox"/> マルチ C-o-C 認証のサイト <input type="checkbox"/> マルチライセンスの申請
グループ D: その他のロゴ使用者	<input type="checkbox"/>

III. 申請手続きに関する情報と文書:

認証番号 / 有効期限 (グループ B と C のみ)	
グループ、地域、マルチ認証への加盟確認書	
全年度の総売り上げ (スイスフラン)	

申請手続きに必要な書類:

- 認証書のコピー (グループ B、C の場合)
- グループ認証への加盟確認書のコピー(グループ B、C、グループ、地域、マルチ認証の場合)
- 申請に含まれるすべてのサイトのリストと各サイトの担当者の詳細 (グループ B、C、マルチライセンス申請の場合)
- 昨年度の売り上げを確認できる書類 (グループ B、C の場合)
- どの様にロゴを使用したいかの説明、(書式は自由) (グループ D の場合)

IV. 自己宣言:

私は、以下を確認いたします。

- PEFC ロゴ使用に関する PEFC 評議会の規則を読み、これに同意します、
- 本申請書に記載されるデータは完全であり、真実であります。

(上記 I の代表者又は管理者)

--

付属書 3

APPLICATION FOR ONE-OFF USAGE of PEFC LOGO

(一度切りの PEFC ロゴ使用許可申請書)

I. Applicant's Identification Data(申請者の身元に関する情報)

Organisation (Individual) name			
Organisation's representative			
Address	Street, No.		
	City	Zip	
	Country		
Contact person			
Telephone		Fax	
E-mail		Http	

II. Purpose of the PEFC Logo usage (ロゴの使用目的)

Explanation of the intened use of the PEFC logo

申請人の代表者
(上記の 1 の代表者と同じ)

署名

付属書 4

PEFC ロゴ料金表

ロゴ使用者のグループ		ロゴ発行料金 〈スイスフラン〉	ロゴ年間使用料金 〈スイスフラン〉
A : PEFC 各国認証管理団体		0	0
B : 森林所有者管 理者	年間売り上げが 150 万フラン以下	30	300
	同 150 万 - 1,500 万フラン	30	750
C : 林産品関連業 者	同 1,500 万 - 15 億フラン	30	1,500
	同 15 億フラン以上	30	3,000
D: その他の使用者		0	0

* 上記の料金にはスイス以外の国における申請者の居住国にて課税されるいかなる課徴金や税金は含みません。

** PEFC ロゴ使用ライセンスの対象となる組織の昨年度の総売上げ金額

マルチサイト認証の場合、マルチサイト組織の総売上げは、マルチサイト認証の対象かつロゴ申請に含まれるサイトの売上げの総額。

ロゴ申請が 7 月 1 日以降の場合はロゴ料金の 50%割引が適用。